

令和6年度京都市ふるさと納税等プロモーション業務委託 募集要項

1 目的

京都市（以下、本市という。）が行うふるさと納税等業務のうち、プロモーション業務等を民間事業者に委託することにより、事務の効率化を図るとともに、本市の魅力発信及び寄付金の増加等を図る。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度京都市ふるさと納税等プロモーション業務

(2) 業務の内容（詳細は別添の仕様書を参照）

- ① ふるさと納税のプロモーション業務
- ② 企業版ふるさと納税をはじめとする京都市のプロモーション業務

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 令和6年4月1日から、運用を開始できるよう、それまでの間も前事業者からの引継ぎなど、必要な準備を進めていただきます。

3 参加資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

なお、本プロポーザルは、共同事業体の参加も認めることとします。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者

(2) 下記①～⑥の条件をすべて満たし、自己を証明する書類を提出する者

- ① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- ④ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- ⑤ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団に関係すると認められる者でないこと。

4 参加資格の停止

参加資格があると認めた者が、次の項目に該当することとなったときは、参加を取り消すこととする。

- ① 審査日までに、京都市契約事務規則第2条に規定する入札参加者の資格を喪失したとき
- ② 審査日までに、本件プロポーザルの参加に必要な資格を欠くこととなったとき
- ③ 提出した書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ④ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき
- ⑤ その他市長が特にプロポーザルに参加させることが不適当であると認めたとき

5 企画提案方法

(1) 提出書類及び提出期限

	提出書類の名称	提出部数	提出期限
1	プロポーザル参加申込書（様式1）	1部	12/28
2	企画提案書（様式2を鑑に付けること。鑑以降は様式任意） ※代表社印の押印が必要	6部	
3	参考見積書（様式3）		
4	会社概要及び会社沿革		
5	直近1年分の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）		
6	納税証明書の写し（発行後3ヶ月以内） (法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書、「法人税」又は「申告所得税」の納税証明書その1、消費税及び地方消費税の納税証明書その1）	1部	1/15
7	自己を証明する書類 ※「履歴事項全部証明」及び「印鑑証明書」 ※京都市競争入札参加有資格者名簿の登録者は不要		
8	共同事業体協定書の写し ※該当する場合のみ		

注1) 書式は、様式を指定したもの以外は任意の書式とする。

様式2及び3の詳細は別添の仕様書を参照のこと

注2) 共同事業体の場合、4～7は構成企業分をすべて提出すること。

注3) 提出は持参又は郵送とします。郵送の場合は、必着とします。

注4) 提出書類に不足がある場合は受理しません（プロポーザルへの参加は不可）

(2) 提出先

京都市行財政局総務課ふるさと納税担当

〒604-8571 住所不要

mail : furusato-kyoto@city.kyoto.lg.jp

(3) 企画提案に当たっての留意事項

ア プロポーザルの参加に要する一切の費用（企画提案書作成費、交通費等）は事業者の負担とします。

イ 提出書類の事業者への返却は行いません。

ウ 提出書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲内において、本市で複製を作成することができます。

エ 提出書類は、京都市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

オ 本市から提供した参考資料を、無断で第三者に提供すること及びその他の目的に転用することを禁止します。

カ 企画提案書の受理後はいかなる場合も追加・削除及び修正を認めません。

キ 提出された企画提案書等が次に該当する場合は無効とします。

- ① 企画提案の内容が本要項の条件に適合しないもの
- ② 虚偽の記載があるもの

ク 別途、「京都市ふるさと納税寄付管理等業務委託」にかかるプロポーザルを実施しています。この業務にかかる募集要項及び仕様書等の内容についても十分把握したうえで、企画提案を行ってください。また、両方の業務に応募する場合、企画提案書（様式2）はまとめていただいても構いません。

6 プロポーザルに関する質疑及び回答

本件募集内容について質問がある場合は、質問書（任意様式）により、メールにより受け付けます。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じません。

(1) 提出期限

令和5年12月19日（火）

(2) 受付メールアドレス

furusato-kyoto@city.kyoto.lg.jp

(3) 回答方法

提出期日後、「京都市情報館」のふるさと納税のページに質問者に関する情報は伏せたうえで、速やかに回答を掲載します。

7 受託候補者の選定

受託希望者から提出された企画提案書等の提出資料に基づいて、プレゼンを実施していただきます。プレゼン内容については、本市が設置する審査委員会において、それぞれの業務について審査・採点を行い、受託候補者の順位を決定します。

別途、実施している「京都市ふるさと納税寄付管理等業務」のプロポーザルにも応募している場合、プレゼンは両業務をまとめて実施していただいても構いません。

(1) 審査・採点

4名の審査委員により、後述する審査項目に基づき審査・採点を行います。

各委員の点数を合計した合計得点を審査結果とし、合計得点が基準点6割を超えた者のうち第1順位の者を受託候補者として選定します。

なお、応募多数の場合（3社を超える応募があった場合）、プレゼンテーションに参加できる事業者を、提出書類等に基づき、事前に選考し、絞り込みを行う場合があります。

※ プrezenにご参加いただく事業者へのみ、別途、出席依頼の通知を本市から発出します。

ふるさと納税及び京都市のプロモーション関係業務の審査項目

	審査項目	評価のポイント	配点
業務遂行の体制 (配点 25 点)	制度理解	・平成 31 年総務省告示第 179 号をはじめとする、ふるさと納税の制度や、市場の動向を熟知しているか。	5
	体制	・適切かつ十分な組織体制を確保できているか。 ・業務責任者のふるさと納税業務における経験及び能力等が十分であるか。	5
	実績	・本業務と同様又は類似の事業の実績を十分有し、業務を円滑に遂行できると判断できるか。	10
	著作権等の保護	・プロモーションに向けた画像等の活用にあたって、著作権等の保護のための適切な対応がとれるか。	5
具体的な業務内容 (配点 55 点)	プロモーションのノウハウ	・ふるさと納税制度の特性を踏まえ、寄付獲得に向けてどのようなプロモーションが効果的かを熟知しているか	5
	PR 冊子の作成	・寄付獲得に向けた効果的なふるさと納税 PR 冊子の作成が可能か	5
	首都圏対策 富裕層対策	・特に首都圏、富裕層に対して訴求できる効果的なプロモーションを提案できるか。	5
	オンライン広告の実施	・検索運動型広告をはじめふるさと納税におけるオンライン広告の特性を理解し、寄付獲得に効果的につなげることができるか	5
	SNS、メルマガの活用	・SNS やメルマガを活用した効果的なプロモーションが実施できるか。	5
	ふるさとチョイスへの誘導	・ふるさとチョイスが実施する自治体主体型マーケティングサービスを効果的に活用し、経費の節減につなげることができるか。	5
	本市特設サイトの活用	・本市が開設しているふるさと納税特設サイトの効果的な運用を提案できるか。	5
	旅行型返礼品のシェア拡大	・効果的なプロモーションにより、本市の強みである旅行型返礼品（旅行クーポン等）の更なるシェア拡大につなげることができるか。	10
	企業版ふるさと納税等	・個人版ふるさと納税のプロモーションと合わせて、企業版ふるさと納税のプロモーションや首都圏企業とのネットワークの構築を効果的・効率的に行うことが可能か。	10
その他 (配点 20 点)	寄付獲得目標額の妥当性	・提案している寄付獲得目標額に十分な説得力があるか。寄付獲得の意欲は十分か。	10
	寄付実績分析	・寄付実績に基づき、直近のトレンドや取組効果等を的確に分析し、適切な対応が取れるか。	5
	関係事業者との連携	・ポータルサイト運営事業者や寄付管理等業務受託事業者と連携し、本市の寄付獲得に向けて円滑な取組が進められるか。	5
	合計点数		100

(2) 審査後の通知

本市は、前述の審査後、速やかに受託希望者に対し、順位を通知するとともに、受託希望者第一順位の事業者（以下、「第一受託候補者」という。）と受託内容の確認等を行います。

なお、選定結果についての異議申し立ては受け付けません。

(3) 選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を「京都市情報館」に公表します。

(4) 審査後の手続き

第一受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容の確認その他の受託条件について合意に達した後に委託契約を締結します。

ただし、第一受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の受託候補者と契約協議を行います。

契約日は、令和6年4月1日となります。ただし、本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結いたしません。

また、前事業者からの引継ぎを含め、本件調達のために行った準備行為等に係る費用を京都市に請求することはできません。

8 全体のスケジュール

11月30日（木）	プロポーザル募集開始
12月19日（火）	プロポーザルに関する質疑の受付期限
12月28日（木）	プロポーザル参加申込書提出期限
1月15日（月）	企画提案書等の書類提出期限
1月25日（木）	プロポーザル審査
1月下旬	受託候補者の決定・通知（予定）
4月 1日（月）	契約、業務開始

9 問い合わせ・提出先

京都市行財政局ふるさと納税担当

〒604-8571 住所不要

mail : furusato-kyoto@city.kyoto.lg.jp

令和6年度京都市ふるさと納税等プロモーション業務 仕様書

1 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものである。なお、実際の委託業務契約の締結時には、受託事業者の提案を踏まえ変更する場合がある。

2 前提条件

- ① 本市が利用している、インターネット上において運営されている、ふるさと納税ポータルサイトやふるさと納税自動販売機サービス（以下まとめて、「ポータルサイト」という。）での寄付受付を前提とした業務遂行が可能であること。
- ② 本市の利用しているポータルサイトは、「ふるさとチョイス」、「ふるなび」、「楽天」、「ANA」、「さとふる」、「G-Call」、「JRE MALL」、「一休.com」、「ふるさとらべる」及び「ふるさと納税自動販売機」であるが、今後、ポータルサイトを追加する場合がある。
- ⑤ なお、業務規模の参考値として、令和5年11月時点の本市返礼品目数及び返礼品提供事業者数は以下のとおり。
 - ア 返礼品数 約3,200品
 - イ 返礼品提供事業者数 約700事業者

3 ふるさと納税等プロモーション業務の具体的な業務内容

(1) ふるさと納税のプロモーションに関する業務

- ① ふるさと納税ポータルサイト、WEB、SNS、PR冊子、チラシ、メールマガジン、雑誌、TVなど、あらゆる広告媒体を活用し、本市のさらなる魅力発信や寄付獲得に向けた効果的なプロモーションを行うこと。
- ② 本市が主催または参加するイベント・PR企画において、ふるさと納税のプロモーション活動に協力すること。
- ③ 本市が開設しているふるさと納税特設サイトのリニューアルを含めた効果的な活用（寄付受付機能の追加など）を検討すること。
- ④ 本市がシティプロモーションに広く活用するための訴求力の高い画像データ（著作権、特許権その他権利を侵害しないもの）を提供すること
- ⑤ 年度開始以後、すみやかに年間のプロモーション戦略（アウトライン）をとりまとめ、本市に提案すること。
- ⑥ 個別のプロモーションの実施にあたっては、原則として実施前に、実施内容及び期待できる効果を本市に対して説明すること。個別のプロモーションの取組については、本市からも必要に応じて提案を行う。
- ⑦ ポータルサイトへの返礼品画像の掲載にあたって、寄付管理等業務の受託事業者から相談があった場合は適切に対応すること。また、返礼品提供事業者からPR強化に向けた相談があった場合も同様に適切に対応すること

(2) 京都市のシティプロモーションに関する業務

- ① 企業版ふるさと納税等の獲得に向けた首都圏等の企業・団体へのシティプロモーションを行うこと。
- ② 京都に何らかの形で定期的に関わりを持ってくれる関係企業・団体のネットワークの構築・強化に取り組むこと。

(3) その他効果分析等

- ① 顧客管理システム等を活用し、適宜、寄付獲得状況やプロモーションの効果等を分析・検証し、その結果を本市に報告すること。また分析結果に基づき、更なる寄付獲得に向けた提案を行うこと。
- ② プロモーションの実施にかかる経費は、本市から提案を行ったものを含め、すべて受託者が負担すること
- ③ 業務の遂行にあたっては、本市、ポータルサイト、寄付管理等業務の受託事業者と密に連携すること
- ④ 経費率 50% 基準を踏まえ、業務全般にわたって経費率抑制の視点を持つこと
- ⑤ 令和 7 年度に受託者が変更となる場合、次期事業者決定後、次期事業者への必要な業務の引継ぎを行うこと。
- ⑥ 次に掲げる最低確保条件は確実に達成すること。達成できなかった場合は未達成内容に応じて、委託料の減額調整を行う場合がある。

＜最低確保条件＞

- ①本市のふるさと納税 PR 冊子（カラー、20P 程度）を令和 6 年 9 月までに 20,000 部程度作成し、効果的に活用すること
- ②過去寄付者等へのメールマガジンについては、原則月 4 回以上の配信を行うこと
- ④ふるさとチョイス経由の寄付のうち、少なくとも 10% は、自治体主体型マーケティングサービスを活用した（手数料 3% の）寄付となるよう取り組むこと
※目標設定は本市と受託事業者で協議のうえ年度途中に調整する場合がある
- ⑤旅行クーポン等の旅行型返礼品による寄付額のシェアを前年度（令和 5 年度）よりも拡大させること
- ⑥寄付件数を前年度（令和 5 年度）比で少なくとも 20% 以上増加させること
- ⑦本市からの個別のプロモーション（富裕層向け雑誌・観光系雑誌への広告掲出、リストティング広告、SNS による情報発信など）の提案については、可能な限り対応すること（合理的な理由がある場合はこの限りでない）

【参考－企画提案書（様式 2）及び参考見積書（様式 3）の記載内容】

◆企画提案書（様式 2）の記載内容

本仕様書を参照し、主として次の事項に関する提案を明確に記載すること。

(1) ふるさと納税の市場の動向

- ①現状の市場分析
 - ②今後の市場の動向予測
 - ③本市寄付額の拡大余地
- ※いざれも制度の理解度、分析力・考対力を確認するもの

(2) 業務遂行の体制・実績

- ①組織図
- ②業務責任者、業務担当者
- ③スタッフの専門性
- ④不測の事態に備えた体制
- ⑤他団体から受託した同種・類似事業の実績

(3)具体的な業務内容の提案

①多様な広報媒体による効果的なプロモーションの提案

具体的にどのようなプロモーションにより、本市の地場産品の魅力発信及びふるさと納税の更なる寄付獲得につなげるのか

- ・ふるさと納税の特性を踏まえた基本的なプロモーションのあり方
- ・最低確保条件の実現に向けた取組など

②アの取組と一体的に行う京都市のシティプロモーションの提案

企業版ふるさと納税の獲得や、主に首都圏における関係企業・団体のネットワーク構築などの提案

③寄付管理等業務受託者（別の事業者）とどのように円滑な連携を図るか

④その他（京都市ふるさと納税の增收に向けた独自のアイデア）

- ・自治体が経費をかけずに実施可能な効果的なPRに関する助言など

◆参考見積書（様式3）の内容

参考見積書に記載する金額は、後述の「(1)令和6年度寄付受入見込件数・額」を参考に、受託事業者が設定した額の寄付があった場合に要する委託料とする。なお、寄付受入見込件数・額は、寄付管理システムを経由する寄付の件数と金額である。

また、その内訳を下記「(2)見積項目及び見積額」のとおり記載すること。記載する委託料は、消費税及び地方消費税相当額を含めること。

なお、上記金額とは別に、本市に負担が発生する経費については、算定根拠が分かるよう参考事項として付記すること。

※仕様書以外に提案ができる業務に係るオプション契約を想定

(1)令和6年度寄付受入見込件数・額

寄付件数 200,000 件、寄付金額 100 億円

(2)見積項目及び見積額

■見積項目

①ふるさと納税のプロモーションにかかる業務委託料

（寄付額 - 80 億円） × 1.1%

※寄付額が 80 億円に満たない場合は 0

※国の制度改正や災害など、不測の事態により寄付額が大きく減少した場合は委託料の算出方法を別途、本市において検討する。

※寄付額には、企業版ふるさと納税の寄付額は含まない。

②京都市のシティプロモーションにかかる業務委託料

30,000 千円（固定費）

■見積額

上記、見積項目の積み上げにより算出

(4)留意事項

① 見積限度額は、予定価格を示すものではありません。今後成立する予算の内容に応じて、事業内容の変更等を行う場合があります。

② 契約は、上記「見積項目」での作成を想定しています。

4 実績報告及び委託料の支払について

- (1) 受託者は、毎月の業務について、翌月の10日までに本市に業務完了を報告すること。
- (2) 委託料の支払方法については、本市会計規則の範囲で、本市と受託者において別途、協議する。
- (3) 本市は必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

5 再委託の禁止

受託者は、業務履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

6 個人情報の保護

- (1) 受託者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た寄付者の個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。
- (2) 本業務の履行において知り得た寄付者の個人情報を、第三者に漏えいしてはならない。

7 損害賠償

受託者の故意または過失により、本市に損害を与えた場合、受託者は本市にその損害を賠償しなければならない。

8 契約の解除

- (1) 本市は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。
 - ① 官庁から営業取り消し、停止等の処分を受けたとき
 - ② 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所から不渡処分を受けたとき
 - ③ 破産、会社更生、特別清算、民事再生法手続開始決定の中立があったとき
 - ④ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ⑤ 解散、合併、会社分割、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ⑥ 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響の及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- (2) 本市又は受託者は、相手方が契約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告しても是正しないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

9 その他

仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義がある場合は、本市と協議のうえ定める。

参考

京都市のふるさと納税の概況

1 寄付額等の推移

年度	返礼品数	寄付件数	寄付受入額	参考
元年度	200	0.3万件	2.6億円	
2年度	600	3.0万件	17.6億円	ふるさと納税の専門部署を設置
3年度	2,300	11.1万件	62.4億円	返礼品を大幅に強化 個人大口寄付 6億円を含む
4年度	3,000	16.7万件	95.1億円	個人大口寄付 15億円を含む
5年度	3,200	20.0万件	100.0億円	11月時点の想定額(仮置きの数値)

※ 令和5年度の寄付件数・受入額(想定額)は今後、大きく変動する可能性がある。

2 主な返礼品

旅行クーポン、おせち、ホテル・料亭等の食事券、和菓子・洋菓子、日本酒・クラフトビール、京都肉、ラーメン

3 京都市の特徴・課題

- ① 令和4年度の寄付件数は16万7千件であり、件数自体は全国の上位自治体の中ではかなり少ない。
- ② 寄付単価は5万7千円と全国平均の3倍で、比較的、高額所得者層からの寄付が多いと考えられる。一方で、中間所得者層からの寄付が十分に獲得できていないと考えられる。
- ③ 日本でも代表的な観光地の一つであり、特に旅行クーポン等の旅行型返礼品のシェアが高く、この分野を深耕することが引き続き重要。
- ④ 返礼品が3,000品目を超えており、現時点では個々の返礼品に十分スポットを当て切れておらず、個々の返礼品のポテンシャルを十分に活かしきりていな面がある。

総務省から毎年、現況調査結果（寄付受入額、税の流出額、所要経費など）が公表されていますので、必要に応じてご覧ください。